

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共働福祉会(以下「この法人」という。)の定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)業務執行理事とは、役員のうち、定款第一八条及び第一九条に基づき置かれる者をいう。
- (4)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5)評議員とは、定款第七条に基づき置かれる者をいう。
- (6)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 施設の職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間360万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間48万円以内とする。
- 3 各々の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 業務執行理事に対する報酬は、別記1に定める額とする
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、常勤理事俸給表及び非常勤役員への報酬を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について

は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、当月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月15日から施行する。

1. 令和3年9月29日 一部改正施行(第4条)

2. 令和3年12月2日 一部改正施行(第4条・別記)

3. 令和5年3月30日 一部改正施行(第3条・第4条・別記1・別表1.2.3)

別記1 業務執行理事に対する報酬は月額100,000円とする。ただし月に5日以上は勤務するものとする。5日を超えた場合はその報酬として日額10,000円(税込)を支

給する。なお理事会出席の場合は、上記とは別にその都度、謝金として10,000円（税込）を支給する。

#### 別表1

##### 常勤理事俸給表

1号	150,000円
2号	200,000円
3号	250,000円
4号	300,000円
5号	350,000円
6号	400,000円
7号	450,000円
8号	500,000円
9号	550,000円
10号	600,000円

#### 別表2

##### 非常勤役員への報酬

区分	理事会・評議員会への出席	監事監査 実地指導立会い	左記以外の業務に 従事した時
理事	10,000円	—	5,000円
監事	10,000円	10,000円	5,000円

（所得税を含む）

#### 別表3

##### 評議員への報酬

区分	評議員会への出席	左記以外の業務に 従事した時
評議員	10,000円	5,000円

（所得税を含む）